沖縄県電気・LP ガス価格高騰対策補助金
電気料金支援事業（特別高圧分）

申請手続（公募要領）
（支援対象期間： 令和８年７月～９月）

制定：令和８年 10 月 15 日版

沖縄県商工労働部産業政策課

目次

1. はじめに・・1
（1）本要領について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2）申請にあたっての注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 本事業の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3．本補助事業の支援内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（1）支援内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（2）交付決定額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（3）支援対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（4）本補助事業の支援対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4．申請手続き等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（1）補助金申請の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（2）公募受付期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（3）申請方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（4）申請情報の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（5）申請取下げ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（6）実績報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
5．補助金の支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（1）概算払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（2）精算払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6．不正の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
7．書類の提出先・お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

1. はじめに

（１）本要領について

電気料金支援事業（以下「補助事業」という。）について、公募を行います。当事業は電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約事業者に対する支援事業です。

応募に当たり以下に定める事項に基づき、ご申請願います。

なお、本要領は、公表時点の補助事業の内容に沿って作成されているものであるため、今後、予告なく変更がなされる可能性がありますので、ご了承ください。

（２）申請にあたっての注意点

① 本補助事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本補助事業は、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象とならない特別高圧契約の事業者に対し支援を実施することで、事業者の負担軽減及び県民負担につながる価格転嫁の緩和等を目的としております。ただし、公共団体等が管理する施設については、原則、補助対象となりません。

補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、特別高圧受電施設において「小売電気事業者等と電気料金の契約を締結している事業者」若しくは「補助対象外の公共団体等が管理する施設に入居する民間事業者」としております。

また、本事業は事業者からの申請に基づき審査・補助を行うこととしております。

ア 補助事業者が「小売電気事業者等と電気料金の契約を締結している事業者」の場合

補助事業者以外に特別高圧受電施設に入居し電気料金を負担する別の民間事業者等がいる場合、その事業者にも支援が行き渡っているか確認いたします。

例えば特別高圧を受電する大型商業施設において、施設の管理・運営を行う事業者が小売電気事業者等と当該施設の電気料金を一括して契約を行う場合、補助事業者は施設の管理・運営者となり、その施設にテナント等で入居する民間事業者は補助事業者となりません。ただし、当該施設にテナント等として入居する民間事業者が電気使用量に応じて電気料金を負担している場合、本事業で定める補助単価に電気使用量を乗じて得た額が当該施設に入居するテナント等の民間事業者に還元されていることを確認します。

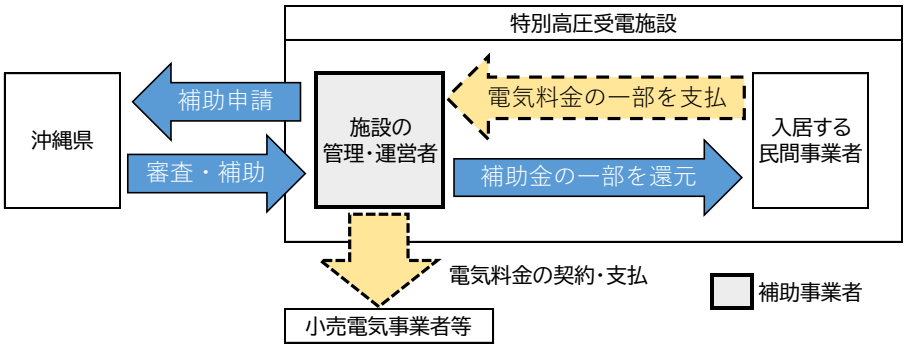

イ　補助事業者が「補助対象外の公共団体等が管理する施設に入居する民間事業者」の場合

補助対象外の公共団体等が管理する施設とは「国、地方公共団体の施設のうち行政庁などの公用施設」、「発電事業者」、「米国駐留軍」となります。

その施設に入居する民間事業者が電気使用量に応じ電気料金を負担している場合には補助の対象となり、補助事業者となります。

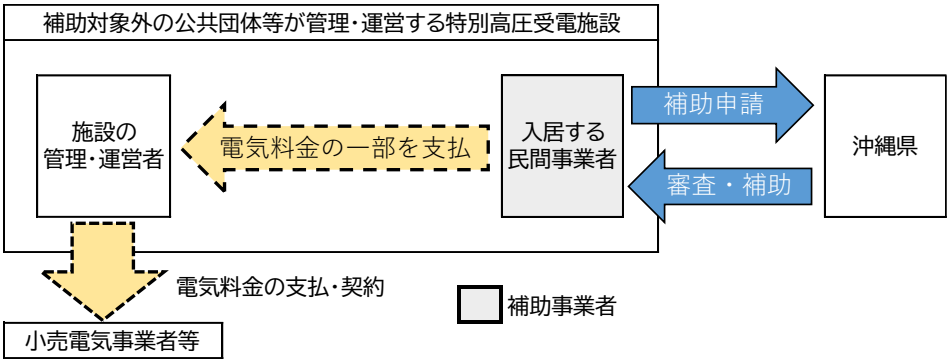

②　本補助事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき実施されます。

補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、５年以下の懲役もしくは１００万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類の作成・提出に際しては、申請書類において、以下を宣誓していただきます。

ア　沖縄県電気・LP ガス価格高騰対策補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）及び沖縄県が定める公募要領等に定める補助対象要件を満たしていること

イ　沖縄県電気・LP ガス価格高騰対策補助金の交付を受ける者として、別紙１－4「宣誓・同意書」記載の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しないこと

ウ　本補助金の申請内容全てに虚偽がないこと

エ　「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと

オ　補助金交付要綱第 11 条に基づき知事が行う立入検査等について応じること

カ　提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務等のために第三者に提供される場合（補助対象要件の充足性を判断するために沖縄県が申請者の申請内容に記載された情報を第三者に提供する場合を含む。）及び本補助金の交付等に必要な範

囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（補助対象要件の充足性を判断するために沖縄県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

キ　補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち会いのもと、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先等を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施すること

ク　補助金交付要綱等並びに県知事の指示に従うこと

本補助事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合は、補助金交付要綱に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。

③　補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

本補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません（内容によっては、変更が認められない場合もあります)。

④　補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに県に提出しなければなりません。なお、追加で県から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が県で確認できなかった場合には、補助金交付決定通知書を受領していても、補助金の受給対象外となります。

⑤　実際に受け取る補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。また、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還することとなります。

なお、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡いた

します。

⑥　補助事業関係書類は事業終了後５年間保存しなければなりません。

補助事業者は、本補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の終了日の属する年度の終了後５年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院等による実地検査が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

⑦　その他

補助事業の対象者等は、本申請手続（公募要領）、補助金交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

補助事業における実施状況の確認のため、県が電話連絡や訪問を実施することがあります。

また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

2. 本事業の目的

海外情勢の影響や為替レートの円安の進行による世界的な燃料価格の上昇に起因する電気料金の高騰は、家計や企業に大きな影響を及ぼしていることから、国は令和５年１月から「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、低圧契約及び高圧契約に対する支援を行っております。

県では国の支援の対象となっていない県内の特別高圧受電契約事業者に対し、電気使用量に応じた支援を実施します。

３．本補助事業の支援内容

（１）支援内容

電気使用量に対して、下記の補助単価を乗じた金額を支援します。支援対象期間により補助単価が異なります。支援対象期間の詳細については、３．（３）支援対象期間をご覧下さい。

交付申請については、原則として前年同月の電気使用量の 110%範囲内で電気使用量の計画を作成して頂き、当該電気使用量に基づき補助額を申請して頂くこととなります。ただし、既に補助対象月の電気使用量を把握している場合は、電気使用量実績を記入して下さい。

（２）交付決定額

本補助事業の交付決定額は、電気使用量を基に、原則として県が指定する以下の計算方法で算出します。なお、交付決定額は消費税抜きの金額ですが、補助単価は消費税込みの金額であることにご留意下さい。申請の際には各月ごとの電気使用量に、各月ごとの補助単価を乗じた額の総額から、消費税率を割り戻した金額で申請してください。

補助基準額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、交付決定額はその端数を切り捨てた金額となります。申請の際には 1,000 円未満の端数は切り捨てた金額で申請してください。

交付決定額は、以下のとおりとします。

期間	交付決定額等
令和８年７月、９月	（1.8 円/kWh×電気使用量）/1.1
令和８年８月	（2.3 円/kWh×電気使用量）/1.1

（３）支援対象期間

原則として、各月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量が補助の対象となりますが、電力会社の検針日により対象となる月が異なる場合がありますので、ご注意下さい。

① 各月１日検針の場合

支援対象期間は下記の通りとなります。

検針日	利用期間			
R6.9.1	R6.8.1	～	R6.8.31	公募終了
R6.10.1	R6.9.1	～	R6.9.30	
R6.11.1	R6.10.1	～	R6.10.31	
R7.2.1	R7.1.1	～	R7.1.31	
R7.3.1	R7.2.1	～	R7.2.28	
R7.4.1	R7.3.1	～	R7.3.31	
R7.8.1	R7.7.1	～	R7.7.31	
R7.9.1	R7.8.1	～	R7.8.31	
R7.10.1	R7.9.1	～	R7.9.30	
R8.2.1	R8.1.1	～	R8.1.31	
R8.3.1	R8.2.1	～	R8.2.28	
R8.4.1	R8.3.1	～	R8.3.31	
R8.8.1	R8.7.1	～	R8.7.31	今回の公募対象
R8.9.1	R8.8.1	～	R8.8.31	
R8.10.1	R8.9.1	～	R8.9.30	

② 各月末日検針の場合

支援対象期間は下記の通りとなります。

検針日	利用期間			
R6.9.30	R6.8.31	～	R6.9.29	公募終了
R6.10.31	R6.9.30	～	R6.10.30	
R6.11.30	R6.10.31	～	R6.11.30	
R7.2.28	R7.1.31	～	R7.2.27	
R7.3.31	R7.2.28	～	R7.3.30	
R7.4.30	R7.3.31	～	R7.4.29	
R7.8.31	R7.7.31	～	R7.8.30	
R7.9.30	R7.8.31	～	R7.9.29	
R7.10.31	R7.9.30	～	R7.10.30	
R8.2.28	R8.1.31	～	R8.2.27	
R8.3.31	R8.2.28	～	R8.3.30	
R8.4.30	R8.3.31	～	R8.4.29	
R8.8.31	R8.7.31	～	R8.8.30	今回の公募対象
R8.9.30	R8.8.31	～	R8.9.29	
R8.10.31	R8.9.30	～	R8.10.30	

（４）本補助事業の支援対象者について

沖縄県内に特別高圧受電施設を有する事業者及び公共団体等が運営する特別高圧受電施設に入居する民間事業者

補助対象	補助対象外
・民間事業者 ・国の独立行政法人（国立大学法人を含む） ・地方独立行政法人 ・地方公営企業 ・国又は地方公共団体の公共施設に入居する民間事業者 ・国、地方公共団体の施設のうち指定管理施設等	・国、地方公共団体の施設のうち行政庁などの公用施設 ・発電事業者 ・米国駐留軍

4. 申請手続き等の概要

（１）補助金申請の基本的な流れ

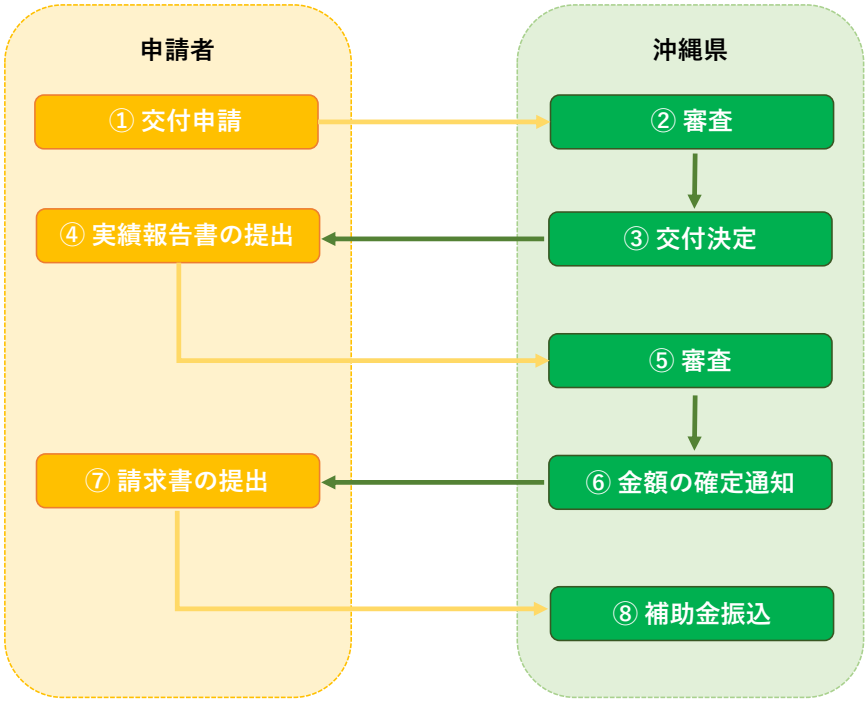

（２）公募受付期間

下記の受付期間内において、持参又は郵送により申請書等の提出を行って下さい。郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とさせていただきます。

令和８年 10 月 15 日（木） ～ 令和８年 11 月 20 日（金）

※ 公募期間中であっても予算の上限に達し次第、公募を終了することがあります。
※ 業務の都合上、示した予定について変更する場合があります。
※ 本公募は、締め切りを待たずに随時審査を行い採択決定いたします。

（３）申請方法

【表①：補助金交付申請時に必要な書類】

●必須提出、△該当する場合提出

提出書類名			書式	提出
事業者情報			指定	●
提出書類チェックリスト			指定	●
交付申請様式	様式第1号	沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金交付申請書	指定	●
	別紙1-1	電気使用量報告書(令和８年７月～９月)	指定	●　※1
	別紙1-2	電気使用量報告書(令和８年８月～10月)	指定	●　※1
	別紙1-3	特別高圧受電施設に入居している事業者一覧	指定	●
	別紙1-4	宣誓・同意書（両面印刷）	指定	●
添付書類	（添付資料1）	契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類 ※申請者が公共団体等に入居している場合は、小売電気事業者が公共団体等に発行する契約書・領収書等	自由	●
	（添付資料2）	電気使用量に関する書類 ・申請者が小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結している場合は、小売電気事業者が発行する当該月の電気使用量（令和８年７月～９月又は令和８年８月～10月）が把握できる資料等（領収書等） ・申請者が公共団体等に入居している場合は、公共団体等が発行した当該月の電気使用量（令和８年７月～９月又は令和８年８月～10月）を証する資料等（当該月の電気使用量を証する資料等）	自由	●
	（添付資料3）	当該事業とは別で当該事業と補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている（又は受ける見込みがある）場合、その補助事業名及び額がわかる資料	自由	△　※2
	（添付資料4）	債権・債務者登録申出書	指定	●
	（添付資料5）	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書であり発行後3ヶ月以内）	指定	●
	（添付資料6）	会社案内等のパンフレット	自由	●

※1　電気使用量報告書については、各月１日検針の場合は別紙1-1、各月末日検針の場合は別紙1-2を提出してください。詳細については本要領３⑶支援対象期間をご覧ください。

※2　当該事業とは別で補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている場合、その補助事業名及び額がわかる交付決定通知(額の確定通知等)の資料を添付してください。

○　事業者の報告義務

補助事業者等は、申請時や補助期間中における倒産等による本補助事業を遂行できなくなることが明確である場合や、その懸念がある場合には、速やかに県に対してその旨を報告する義務を有する。

補助事業者等は、自社と取引等の関係を有する事業者が倒産、撤退等による本補助事業の遂行に支障が出ることが明確である場合や、その懸念があると把握される場合には、速やかに県にその旨を報告する義務を有する。

補助事業者等による上記の報告義務の違反が、県の調査にて明らかになった場合は、県の決定する対応方法に従う。

（４）申請情報の変更

【表②：補助金変更承認申請時に必要な書類】

●必須提出、△該当する場合提出

提出書類名			書式	提出
提出書類チェックリスト			指定	●
交付申請様式	様式第2	沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金変更承認申請書	指定	●
	別紙2-1	電気使用量変更計画書(令和８年７月～９月)	指定	●　※1
	別紙2-2	電気使用量変更計画書(令和８年８月～10月)	指定	●　※1
	別紙2-3	特別高圧受電施設に入居している事業者一覧	指定	●
添付書類	（添付資料1）	契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類 ※申請者が公共団体等に入居している場合は、小売電気事業者が公共団体等に発行する契約書・領収書等	自由	●
	（添付資料2）	電気使用量に関する書類 ・申請者が小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結している場合は、小売電気事業者が発行する当該月の電気使用量（実績）が把握できる資料等（当該月の領収書等） ・申請者が公共団体等に入居している場合は、公共団体等が発行した当該月の電気使用量（実績）を証する資料等（当該月の電気使用量を証する資料等）	自由	●
	（添付資料3）	当該事業とは別で当該事業と補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている（又は受ける見込みがある）場合、その補助事業名及び額がわかる資料	自由	△　※2

※1　電気使用量変更計画書については、各月１日検針の場合は別紙2-1、各月末日検針の場合は別紙2-2を提出してください。詳細については本要領３⑶支援対象期間をご覧ください。

※2　当該事業とは別で補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている場合、その補助事業名及び額がわかる交付決定通知(額の確定通知等)の資料を添付してください。

申請した内容について変更や追加をすることができます。ただし、申請情報の変更が必要になった場合は、速やかに県に連絡してください。変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、申請を取り消す場合があります。その際、県の指示に従ってください。

（５）申請取下げ

交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る申請内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該申請を取り下げることができます。取り下げる場合は、速やかに県に連絡してください。

【表③：補助金事業中止(廃止)承認申請時に必要な書類】

提出書類名		書式
様式第３号	沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金事業中止（廃止）承認申請書	指定

（６）実績報告書

【表④：補助金実績報告時に必要な書類】

●必須提出、△該当する場合提出

提出書類名			書式	提出
提出書類チェックリスト			指定	●
報告様式	様式第４号	沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金実績報告書	指定	●
	別紙4-1	電気使用量実績報告書（令和８年７月～９月）	指定	● ※1
	別紙4-2	電気使用量実績報告書（令和８年８月～10月）	指定	● ※1
	別紙4-3	事業者別電気使用量実績一覧及び受領証（令和８年７月～９月）	指定	△ ※2
	別紙4-4	事業者別電気使用量実績一覧及び受領証（令和８年８月～10月）	指定	△ ※2
添付書類	（添付資料1）	契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類 ※申請者が公共団体等に入居している場合は、小売電気事業者が公共団体等に発行する契約書・領収書等	自由	●
	（添付資料2）	電気使用量に関する書類 ・申請者が小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結している場合は、小売電気事業者が発行する当該月の電気使用量が把握できる資料等（領収書等） ・申請者が公共団体等に入居している場合は、公共団体等が発行した当該月の電気使用量を証する資料等（当該月の電気使用量を証する資料等）	自由	●
	（添付資料3）	当該事業とは別で当該事業と補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている（又は受ける見込みがある）場合、その補助事業名及び額がわかる資料	自由	△ ※3

※1　電気使用量実績報告書については、各月１日検針の場合は別紙4-1、各月末日検針の場合は別紙4-2を提出してください。詳細については本要領３⑶支援対象期間をご覧ください。

※2　補助対象経費となる電気料金について、補助事業者以外の者が電気使用量に応じ負担している場合には「別紙4-3　事業者別使用量一覧及び受領証（令和８年７月～９月）」又は「別紙4-4　事業者別使用量一覧及び受領証（令和８年８月～10月）」を提出してください。

※3　当該事業とは別で補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている場合、その補助事業名及び額がわかる交付決定通知(額の確定通知等)の資料を添付してください。

補助対象期間終了後に県に実績報告書を提出していただきます。なお、交付すべき補助金額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その超える部分の補助金を返還していただくこととなります。

５．補助金の支払

（１）概算払

本補助事業では、補助事業者が希望する場合には下記のとおり概算払いを行います。概算払いを希望する場合は、交付決定後、必要な書類を作成の上、県に提出を行って下さい。

支　払　方　法：電気使用量の実績に応じて支払を行う

【表⑤：概算払に必要な書類】

●必須提出、△該当する場合提出

提出書類名			書式	提出
提出書類チェックリスト			指定	●
申請様式	様式第5号	沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金概算払請求書	指定	●
	別紙4-1	電気使用量実績報告書（令和８年７月～９月）	指定	●
	別紙4-2	電気使用量実績報告書（令和８年８月～10月）	指定	●
添付書類	（添付資料1）	電気使用量に関する書類 ・申請者が小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結している場合は、小売電気事業者が発行する当該月の電気使用量（実績）が把握できる資料等（領収書等） ・申請者が公共団体等に入居している場合は、公共団体等が発行した当該月の電気使用量（実績）を証する資料等（当該月の電気使用量を証する資料等）	自由	●
	（添付資料2）	当該事業とは別で当該事業と補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている（又は受ける見込みがある）場合、その補助事業名及び額がわかる資料	自由	△ ※1

※1　当該事業とは別で補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている場合、その補助事業名及び額がわかる交付決定通知(額の確定通知等)の資料を添付してください。

（２）精算払

【表⑥：精算払に必要な書類】

提出書類名		書式
様式第６号	沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金精算払請求書	指定

補助対象期間終了後に県に実績報告書を提出していただきます。なお、交付すべき補助金額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その超える部分の補助金を返還していただくこととなります。

６．不正の防止

補助事業者等による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。悪質な事例については、事案の公表及び債権回収、賠償請求の実施、刑事告発等の法的措置をとる場合があります。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

７．書類の提出先・お問い合わせ先

沖縄県商工労働部産業政策課エネルギー対策班　電話：０９８－８６６－２３３０
受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）